

第七十二回 參議院農林水產委員会

昭和四十八年六月七日(木曜日)

午前十時六分開会

出席者は左のとおり

璽事

龜井  
善載君

佐藤  
初村瀧一郎君  
工藤良平君  
中村波男君  
塩出啓典君

○農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○農水産業協同組合貯金保険法案（内閣提出、衆議院送付）

○農林中央金庫法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○農業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法案、農林中央金庫法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案、以上四案を一括して議題とし、参考人の意見を聴取いたします。

○参考人(吉脇朝男君) 私、参考人としてお呼びいただきましたて、農業金融の拡充強化に関連いたします四法案について当委員会の先生方御審議の御参考に、私の意見を聞いていただくことを厚くお礼を申し上げます。

まずこの法律案につきましては、かいづまん申しまして、今までの法律の中では、社会経済情勢の急速な変化に対応できない、いうならば、からだに洋服が合わない部分が出てまいりました。したがつてその部分を直してもらつて、合うような服にしてもらいたい、こういうのが内容でござります。他の参考人、とりわけ農林中央金庫の片柳理事長等から金融関係につきましての御意見があるかと思いますので、私はむしろ農業協同組合法関係につきまして述べたいと思います。

農業協同組合法は、今日この法律のもとで、全国のほとんどの農家が組合員となつて、一つは農業生産、あるいは他面農家の生活におきまして、組合に要求する、まだ期待する機能を發揮いたしてまいりつておりますのでございます。だからその第一は、生産共同体としまして、農業生産の拡大を通じまして、農家の生活の安定なり、組合員の社会的、経済的方向なりに寄与しようとしていること

今日のうちにだんだん高くなってきておりますので、金の分野でも、農家の資金等につきましても、相当金額が大きくかさばってまいります。そのことにつきましては、近代化資金等でも、いろいろ政府関係でも配慮をしていただいておりますけれども、農業協同組合みずから金融の中におきましても、相当供給の量を多くしていかないと間に合わない。そういう点も現実の問題として生まれてまいりておる次第でございます。

また、最近における取引、とりわけ金融関係におきましては、手形の割引であるとか、あるいは債務の保証であるとかという問題が、これまたやおうなく日常の組合員から要求される、当然果たさなければならない仕事として数多く出てまいつておるという点、これにも対応してまいらなければならぬ。

さらに、地方、その地域におきまして、いろいろ最近の情勢に行政が対応する。したがつて、市町村なり、あるいは市町村等が主体になつております公社、都道府県が主体になつておる公社、こういった非営利法人といいますか、そういういた性格の法人がいろいろその地域の開発なり、あるいは改善なりをする。もちろん、これとその地域の農家組合員の営農とは不可分の関係でありますて、放任しておくわけにはまいらぬというものの

この際、参考人の方々に一言どいいさつを申し上げます。本日は、御多忙の中をお出かけいただきまして、本委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございました。参考人におかれましては、忌憚のない御意見をお述べくださいますようお願いを申し上げます。なお、議事の進め方といたしまして、初めに参考人からお一人十五分程度の御意見をお述べいただき、引き続いて委員の質疑にお答えをいただきます。それでは、宮脇参考人からお願いをいたしま

であります。私が全国農協中央会長に昭和四十二年に就任いたしました時は、營農技術の職員といふのは、全国の単協で一万二千名程度しかおらず、なかつたのであります。その後、生産共同体として、また農家の農業生産に対する技術、営農の指導について、機能の発揮が要求されますために、これを拡充いたすということでもって努力をしてまいりました結果、今日の時点では一万五千五百名程度に拡充をされておる。四十二年時点から見ますると、三千余りの職員が強化されたというような状況でございます。

こういう状況でありますが、農家の農業経営の中におきましても、一つは、一段の物語、資金が

農家組合員の営農とは不可分の関係でありまして、放任しておくわけにはまいらぬというものがつきましての資金需要等も、当然に農業協同組合として対応が要求される、これらの問題。また、最近におきましては、非常に、国民の住宅要求等におきまして、これを充足するといふことに、国としての政策指向もそのほうに向いておりますし、府県も同様でございます。私どもは、現在の土地の私有権、個人財産権が非常に強く保障されてゐるわが国といたしまして、なかなか、今日の物価高、とりわけインフレ的傾向の中におきまして、しかも一般国民大衆の住宅需要、こういったものに対しまして、いわゆる土地を持って

おるというのは、大ざっぱに言いまして、むしろ農業者、農民が、自分の営農の当然の土台といたしまして土地を持っております。これらの土地に對しまして、むしろ、住宅地としてよろしく提供されるべきであるという声が社会的にも強い。こういう点が、過般の市街化農地の宅地並み課税等においても極端にあらわれてまいつておりますので、むしろ課税の面から、税制の面から手放さざるを得ぬようにしておきたいという意図がありますように、地方におきましても、宅地要求といふものは社会的に相当強いものがございます。これを背景といたしまして、いわゆるデベロッパー等の買ひあさりも出てまいります。一つは、インフレに対するヘッジもございましょうし、それに対しまして、ただそれを傍観するわけにはいかない、したがつて農地として非常に優秀な農地、またその地域農業經營から見まして、農地として残していくことが適當なところは残していくと同時に、生産性が低いとかその他の条件で、むしろ住宅地として活用することのはうがどうしてもいいであろうといわれるような点につきましては、単にデベロッパー等の土地買ひあさりの対象として放任しておくではなくて、積極的にその農地を農協に委託、もしくは農家みずからが、ともあれ宅地として借地、アパート等を、むしろ協同組合の手なり協同組合の組合員の手みずからでつくらじまして、住宅需要を充足していくということが、社会的な要求にもこたえるであろうし、また、インフレ傾向の中で農家自体の財産を守つていくという点からも、早く手放すよりは、持つておきまして、今後の物価、賃金等の変動に見合う借家賃等の改定をいたしまして、農民自体がインフレの中で収奪されていく、あるいはこういうどうさくさの機会に土地を手放してしまうというふうなことのないような配慮を当然しなくちやならないといふふうに思いますので、そういうことをも含めまして、今度の法の改正の中で片をつけてもらいたい。こういう点が、私どもがお願ひを申し上げ、また今度の法律案の中でも一般的な情勢の變化

に対応するために一部改正をしていただくと好都合であるという内容でございます。

また、農業協同組合が、今日のような急速な変化の中におきまして、やはり合併等がどんどん進んでおる、進まざるを得ない、こういう状況でございます。そういう中でやはりいろいろの問題が起きてまいりますので、合併に伴つて起きるあらう、まだ現実に起こりつつある資産負債等の処理の問題等につきましても、今度の改正法律案の中で措置をしていただければけつこうだと、こういうことが内容でございます。

ただ、私どもの農業協同組合は、いま、国際化の中で、非常に農業それ自身、また農家の生活、暮らしそれ自体の中で、将来に対する展望がなかなか持ち得られないというところに、不安を組合員が持っております。もちろん、これは、国際化の中における日本農業のあり方が政策的に発揮されなければならぬのでございますが、いまの段階におきましては、絶えず政策的にも振幅があるというような考え方で今まで指導されてき、これが農産物自体の問題の性格中で、もはや、経済合理主義の上に立つて、食糧の国際分業の上に立つていくほうが正しいのであります。この段階におきましては、絶えず政策的にも振幅があるというような考え方で今まで指導されてき、これが農産物自体の問題の性格

のむしる今後の発展なり農協組合員の要求にこたえるための努力を、農業協同組合の組織の番人として全国農協中央本会が負わされておるという責任なり義務、それらの意識につきましては十分に覚悟いたして日常やっておるつもりでございます。

ただ、最後に申し上げておきたいことは、いろむずかしい状況でありますけれども、日本農業のむしる今後の発展なり農協組合員の要求にこたえるための努力を、農業協同組合の組織の番人として全国農協中央本会が負わされておるという責任なり義務、それらの意識につきましては十分に覚悟いたして日常やっておるつもりでございます。

よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

○委員長(鶴井善彰君) ありがとうございます。

○参考人(片柳真吉君) 農林中金の理事長でございます。

次に、片柳参考人にお願いいたします。

○参考人(片柳真吉君) 農林中金の理事長でございます。

御指名に従いまして、農林中金法を中心としたしまして、それに関連する法案にも触れまして意見を申し上げて御参考に供したいと思います。このような機会を与えていただきましてあつく御礼を申し上げます。

最初に、農業金融と農商系統金融の現状と、その農業の土台をしつかりまして、その上に国民食糧の相当部分は自給しないと、他國依存といふことは、その國の国民が食つてなつかつ余った場合にのみ人畜食糧が分けてもらえる。そうじやない限りだめなんだということが具体的に実証されようとしております。こういう点につきまして、やはり国際化全体を否定するものじゃございませんけれども、その中における國の

独立性といいますか、その國における重要な國民食生活の根底だけは大きく動搖しないものにしなくてはなるまい。これはやはり農業の安定をおいて期待できませんので、それとの関連におきま

して、この際はぜひ、要請いたしておきますこれらの関係四つの法案を先生方によりまして御審議いただきまして、すみやかにこれをおきめいただきたまし、また通していただきたいということを念頭におきまして、お尋ねがございます。

まず、昭和四十七年三月末現在の全国主要金融機関、これは政府機関を含んでおりますのが生保、損保は除いておりますが、全国主要金融機関の貸し出し総残高は約八十六兆円でございまして、このうち農業に対する貸し出しは、全貸し出し

して、この際はぜひ、要請いたしておきますこれらの関係四つの法案を先生方によりまして御審議いただきまして、すみやかにこれをおきめいただきたい、また通していただきたいということを念頭におきまして、お尋ねがございます。

御批判あるいは御質問あらんかと思いますが、

微細につきましては私もお答えできない点があるかもしれません、大筋につきましてお尋ねがございましたらお答えいたしたいと存じておる次第でございます。

ただ、最後に申し上げておきたいことは、いろむずかしい状況でありますけれども、日本農業のむしる今後の発展なり農協組合員の要求にこたえるための努力を、農業協同組合の組織の番人として全国農協中央本会が負わされておるという責任なり義務、それらの意識につきましては十分に覚悟いたして日常やっておるつもりでございます。

しの六・四%、五兆六千億となつておるような状況でございます。この数字が多い少ないかはいいろいろな見方があると存じますが、このようないいとこを念頭におきまして、すみやかにこれをおきめいただきたまし、また通していただきたいということを念頭におきまして、お尋ねがございます。

また、農業協同組合が、今日のような急速な変化の中におきまして、やはり合併等がどんどん進んでおる、進まざるを得ない、こういう状況でございます。そういう中でやはりいろいろの問題がござります。そういう中でやはりいろいろの問題がござります。そういう中でやはりいろいろの問題がござります。

また、農業協同組合が、今日のような急速な変化の中におきまして、やはり合併等がどんどん進んでおる、進まざるを得ない、こういう状況でございます。そういう中でやはりいろいろの問題がござります。

推進をしておりまして、現在農協貯金十兆円、漁協貯金五千億円の達成に向かって着々成果をあげておるような昨今の状況でございます。同時に、これと並行いたしまして、貯金者の保護のための自主的な特別の施設を設け、単協、信連、金庫一體となって努力してまいったところでございますが、御高承のとおり、一般金融機関について預金保険法が制定されましたこととの均衡もございまして、農協、漁協にも同様の措置を講じていただきたいと存じまして、このよう公的な施設と、従来やつておりまする自主的な制度と相まちまして時金者の保護なり信用保持に遺憾なきを期したいと存じております。

次に農林漁業に対する貸し出し機能の伸長につきましては、今後一そう努力すべきは言をまたないところでありまして、単協、信連、金庫がおののそのところを得ましてそれぞの機能が十分に發揮できるようにすべきであると存ずるのでござります。融資分野の拡大に關連する農協法、金庫法の改正をお願いいたしましたゆえんもここにあるのでございまして、先ほどの宮脇参考人の御意見も同趣旨だと存じます。金庫といいたしましては、今日まで単協、信連の段階で十分な機能発揮ができるようにするため貸し出し業務の研修、情報の提供、低利な原資供給などに意を用いまするとともに、地域、業種、規模等の特性から単協、信連で対応できにくいもの、たとえば開拓関係でございますとか、果樹、畜産等の専門農協がこれにあたると存じますが、そういうものに対して積極的な融資をいたしてまいりますが、この際金庫の補完機能を一步進めまして農林水産業者の大口、長期の資金需要であつて単協等で対応できないものにつきまして直接融資の道を開いていたとき、大規模農業の育成にお役に立ちたい農村の意図と逆行した地域開発が批判されておりました昨今の情勢にかんがみまして、農村の理解の上に立った公的な強い農村の地域開発に

新しく融資の道を開いていたときもして、農村の環境整備に積極的に取り組ませていたらことをお望しているところでございます。

なお、貸し出しの伸長にあたつては、農協資金活用のための融資制度を改正拡大するのはもちろん、信用補完措置を強化する必要のあることは申すまでもないところでございまして、農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法改正法の成立をこの点から強く要望するものでございます。

が、真に農村の繁栄のためにこれはでよいというわけにはいかないことは申すまでもございません。また、生活資金等の庶民金融という面につきましても、さらに努力が重ねられなければならぬと存ずるのござります。このような趣旨におきまして農村における生産から生活にわたる本格的な農政の確立を強く要望する次第でございまして、そのようになりまするときは、金庫の果たすべき役割はいよいよ重大となつてまいり、系統

に對する資金の供与、全国連の發展に伴う融資の拡大等はもちろん、自主流通米、真珠の調整保管、生糸の需給調整等政策に關連する融資にも遺憾なく対処していかなければならぬと存ずるの

でございます。

第二の一般金融市場との接点に立つての機能のこととござりまするが、金庫は系統内部での資金の季節的、地域的調整や各業種間の調整をはかりますほか、系統全体の資金じりを外部との關係において最終的に調整しなければならない重要な役割をもつてゐる次第でございます。しかし単協がまさに各般にわたるサービスの向上につとめてまいたような次第でございます。しかしながらコストの引き下げ、事務の迅速化を進めまするとともに、各般にわたるサービスの向上につとめてまいたような次第でございます。しかしながら金庫は、公共料金の振りかえ、出かせぎ者の地元送金等、組合員に対する金融サービスを万全に行ない得るような仕組みの整備が強く要請されるに至つておりますので、そのような趣旨から為替業等についての農協法、金庫法の所要の改正をお願いしておるような次第でござります。

このように農業、農村のための系統金融の機能強化はいよいよ重大となつてきておるのでございまして、系統一体となつて善処することの必要性を痛感いたしておるような次第でござります。

また、金庫は特別法に基づきます特殊法人でございますが、しかし農林水産業の協同組合の全国的機関でござりますので、その運営にあたり

に、一般金融市場との接点に立つておりまするところの私どもの金庫に対し、その要請が強くなつてまいつておる状況でございます。

従来は、御高承のとおり、金庫に集積されまし

た余裕資金は、関連産業貸し出し、有価証券の保有、コール・ローン等に運用してまいつたのでございますが、このよう限局された狭い運用分野では、資金のきばきがつかなくなつてきておるの

でございまして、これでは系統の負託にこたえられないような状況になりつつあります。また、

せつかくの資金を農協で集めましても、その金が有効に使われないというようなことにもなるかと存じます。そのような趣旨から、会員に対する貸し出しの遂行に妨げのない限度におきまして農山漁村の基盤整備、福祉の向上、ないしは社会資本の充実等、国民経済の發展に寄与する分野にも貸し出しの道を講じていただきまして、系統資金運用の適正化をはかれられますよう、強く念願している次第でござります。

最後に、第三の系統の体質改善と総合的機能の發揮の点でござりますが、これにつきましては、

系統一体となりまして合併の促進、自己資本の増強、電算機利用体制の確立等によりまして、資金

の季節的、地域的調整や各業種間の調整をはかりますほか、系統全体の資金じりを外部との關係において最終的に調整しなければならない重要な役

割りを持つておる次第であります。現在の農協

金の性格を見てまいりますと、これを有利確実に運用してほしいという信託的な性格が強く出ておるような状況でございます。もちろん組合

の利益を特配等によって還元し、農家の負託にこたすべきであると存じております。昨今、系統の資金の充実に伴いまして、その運用力の強化、特

ましては系統の意思が十分に反映されなければならぬと存じます。その趣旨から從来理事長の一方的任命に属しております副理事長・理事の就任につきましては管理委員会とよく相談いたし、

最後には総代会の同意を要するよう法改正について御高配をいたしまして系統強力の実をあげた

任につきましては管理委員会とよく相談いたし、

なお、ここで消費生活協同組合との取り引きの問題について一言触れさせていただきたいと存じます。

御承知のとおり、生活協同組合は歴史的には産業組合法のとては購買組合として私どもの構成員であつたわけでございまして、現に生産と消費の直結という趣旨から農協系統・漁協系統と生協との取り引き関係は日々密接さを加えているところでございます。生協を金庫の准会員にするといふ考え方は実現できなかつた次第でござりますが、金庫といたしましては生協活動にできる限りの金融上の御協力を申し上げまして、実質的には准会員と変わらないような効果をあげてまいりました

といと存じておるような次第でござります。

以上は、今回の法改正との関連でとらえました問題について一言触れさせていただきたいと存じます。

農業金融と農協系統金融の現状と問題点の概要でございます。

系統農協といたしましては、かねて政策当局に

対して総合農政の確立を強く要望いたしました

とともに、みずから農業基本構想及び生活基本構想を確立いたしまして、総合三ヵ年計画のもとにこれを実践してまいつたのでござりますが、特に

信用事業につきましては、農林中金法の改正を含め、農業金融に関する諸制度を総合的に拡充・改善することを系統の総意として強く要望してま

いた次第でござります。

本委員会に付託されておりまする農業金融関係の四法案は、別々の法案ではござりますが、農

業金融、農協系統金融の改善・拡充という目的に

よつて有機的に結合されておりまして、また、系統農協がかねて要望してまいりました総合対策と

もほぼ基本的に符合するものと考えております。

農業金融の問題は、基本的には農政の展開と密着した事柄を多々含んでおりますが、私ども系統金融内部におきましても、改めるべきは改めるという努力を怠つてはならないと存じてゐるのでござります。したがいまして、外部の声にも率直に耳を傾け、その改善に真剣に取り組み、農家や農業、農村の発展に今後とも一そく寄与してまいりたい所存でございます。そのような努力を貫いていきます上にねぎましても、今回の法律改正はぜひとも必要と考えられますので、これらの法案が今国会でなるべくすみやかに成立しまするよう、切にお願いを申し上げまして、私の意見陳述を終わりたいと存じます。ありがとうございます。

○委員長(龜井善蔵君) ありがとうございます。

次に、一案参考人にお願いをいたします。

○参考人(一案照耀君) 一案でございます。先ほどは委員長からさわめて御丁寧なるごあいさつをいただきまして、恐縮をいたしております。おことばに従いまして、率直なる私の意見を申し上げさせていただきます。

四件の法案になつておりますが、私が從来最も関心を持つてきておりましたのは農林中央金庫法の改正でござりまするので、まずそのことを、その案についての意見を申し上げさせていただきまして、他の問題は、時間の都合によりまして、おことばに従いまして、率直なる私の意見を質問のときに延ばしていただきたいと考えております。

農林中央金庫は、御承知のとおりに、大正十二年に産業組合中央金庫として成立したことは御存じのとおりでございます。そして戦後になりますまで、日本の協同組合は産業組合という名前によつて、実態は協同組合であるということで、これはもうどなたも御異存のことだらうと思うわけでございます。戦争を経過しまして、産業組合が農業協同組合という名前に変わり、市街地においては生活協同組合というようによつて、また、農林中央金庫は、昭和十三年から漁業協同組

合も傘下に入れるということになつております。

すなわち農林中央金庫の前の名称、産業組合時代と言つていたときは、協同組合の中央金庫であつたわけでして、何も農業とか、漁業とか、水産とかと限定された産業金融機関ではなかつたわけでございます。企業金融機関ではない、産業金融機関ではない、協同組合の金融機関であった。では

協同組合とは何ぞやと。これは職業組合ではない、全的人間の組織であるということは、これは国際的に一致した通説でございます。そうしますと、今日のように、農林中央金庫をいかにも農業のため、漁業のため、林業のための金融機関であるのかごくに限定して考えるのは、産業組合中央金庫時代と比べて非常に範囲が狭められたことになつているんじやないかと。したがいまして、法律改正の機会には、私は、産業組合中央金庫に相当するように、協同組合中央金庫と名前を改めべきである。それは名前だけのことではなくして、中央金庫の性格をどう見るかということであります。その性格づけが非常に一つの組織としては基本的に大事なことだと思う。今日においてはその点についての認識がどうもぼやけてはつきりしておらないと思う。この機会に確立することができるればそういうことをつくつてあります。その性格づけが非常に一つの組織として考えておるわけでございます。このことと、この復活をして、この金庫の傘下に入れるべきであると、準会員なんという差別をしないで、堂々と正会員として加入さすべきであると思ひます。

それから、今回中央金庫法改正を農林中金関係等から強く要望されました理由は、とにかく資金量があふれて、いわゆる余裕金の消化ということにはもう少し自由に範囲を広げてやりたいと、こういうことであります。これは私はきわめて必要だと思うのです。で、生活協同組合は金融事業はやりませんから、貯金は取り扱いできませんけれども、金庫から金を借りてそれを組合に貸すということは現在の制度でも十分やれるわけですから。ちょうど金融事業をやっていない森林組合が金庫の傘下になつて、金借り専門ですけれども、貯金はあまりしないです。しかし、これは生活協同組合を会員にすることによって、庶民金融として市場に流れていく。これは金庫の資金がはけて金庫の運営がしやすいということじゃなくて、それが社会的な意味があるじゃないかということ。それからもう一つは、公共団体に対する貸し出しを、農村における産業基盤または生活環境の

考え方方に沿つたような方向でやるべきである。し

たがいまして、私は、この大量の資金は、一つに庶民金融——企業金融ではない庶民金融、そ

れを供給するその財源を使ってもらいたい。もう

一つは、社会福祉の方面に使ってもらいたい。こ

の日の日本の金融組織におきましては、地方公

共団体等に対して、福祉金融、支出金を、社会投

資の資金を供給するのは大蔵省の資金部しかない

ほとんどこれぞといった機関がないわけです。戦

争前に庶民金庫というのをつくつてありました。また恩給金庫もつくつてありました。戦後それは国民金融公庫に変わりました。変わったときに、

これは驚くなれ、と言いたいくらいですが、庶

民金融の中、庶民金融をとつて中小企業金融になつてゐるのです。国民金融公庫の内容が。その

くらい庶民金融というのは、戦後金融体系の中で欠落しているわけです。したがいまして、庶民金融の方面に金庫の金を流して、また、今後企業金融に比べて飛躍的に拡充しなければならぬ社会福

祉施設に金を流していく。そういう点につきまし

て、一つには生活協同組合を金庫の会員とするこ

とによって、この生活協同組合を通じて庶民金融

を流すことができる。さしあたりの問題とされ

ば、住宅金融なんかですね、もう切実なる要望だ

と思うのです。で、生活協同組合は金融事業はや

りませんから、貯金は取り扱いできませんけれども、金庫から金を借りてそれを組合に貸すとい

ることは現在の制度でも十分やれるわけですから。

ちょうど金融事業をやっていない森林組合が金庫

の傘下になつて、金借り専門ですけれども、貯

金はあまりしないです。しかし、これは生活協同

組合を会員にすることによって、庶民金融として

市場に流れていく。これは金庫の資金がはけて金

庫の運営がしやすいということじゃなくて、それ

が社会的な意味があるじゃないかということ。それからもう一つは、公共団体に対する貸し出しを、農村における産業基盤または生活環境の

整備のためだなんて、限られたよなしないよう

な、読み方によればどうでもとれるよなそんな

ことじやなくて、これは地方公共団体がやること

は、それは地域住民のためにその福祉に役立つ、

あるいは地域の経済にも役立つことしかやらない

のですから、何らの制限なく地方公共団体には出

したほうがいいんじゃないのか。この二つの道を大きく開きますと、資金の用途は広く開けるのでは

ないかと思うのでございます。

なお、その場合に、私は、生活協同組合に出

貸し出しは、生活協同組合を会員にするわけです

から、これは本来の業務になるわけですし、それ

から、地方公共団体に出すほうは、これは予備金

の運用ということになると思うのです。現在出て

おりまする法案においては、貸し出し部面におい

て予備金の運用の、としてではなくて業務として

やるというような表現になつておりますが、私

は、これはことばにはあまりこだわる必要はない

。意味は同じですからいいわけですけれども、お

おもに予備金の運用の、としてではなくて業務として

やるというような表現になつておりますが、私

は、これはことばにはあまりこだわる必要はない

。意味は同じですからいいわけですけれども、お

おもに予備金の運用の、としてではなくて業務として

やるというような表現になつておりますが、私

は、これはことばにはあまりこだわる必要はない

。意味は同じですからいいわけですけれども、お

おもに予備金の運用の、としてではなくて業務として

やるというような表現になつておりますが、これは

各協同組合を通じての問題、農林中央金庫だけではないと思います。そういう意味において、私は一つのくふうをして監事の権威を高める方法を考える。その一つの方法として、中央金庫の場合には監査に要する費用は総会において決議をして、一定金額、わずかな金ですけれども決議して、そして監事の補助職員は監事が採用するというようにして、この執行部に対する独立性というもの強化する方途、こういうことは理論的のみならず、過去の実情から見まして、私は監事を質的に強化し、その機能と権威を高めるということは、これは一つのくふうでございます。こういうことをやつていただきたいと思います。

なお、具体的にいろいろ意見はあるわけでござりまするが、時間がありませんのでこれで一応終わりといたしますが、もしもう少し私の意見を参考にしていただける方ありますれば、私たちようどプリントに書いて印刷して七ページほどのものがありますするからお読みいただければありがたいと思います。

○委員長(亀井善彰君) ありがとうございます

○足鹿覺君 どうぞ。

○足鹿覺君 委員長のお許しをいただきましたので、ちょっとすわったままでお尋ねをいたしました。たいへん失礼であります、参考人の皆さんも気楽に、すわったままでひとつ御意見をお聞かせいただきたいと思います。

最初に委員長にお願いがあるなんですが、本日は、日本の農協運動のトップクラスの中央会長、中金理事長、一楽農協研究所理事長をお呼びいたいたわけであります、この次の機会に、全農の会長、それから全国生協の中央機関の代表者、このお二方をお呼びをいただき。そうして御

意見を拝聴し、質疑をする機会をぜひ御善処いた  
だきたいと思ひますが、いかがでしようか。よろ  
しくお願ひいたします。——委員長、お返事があ  
りませんが……。

農林中金法関係四法をめぐるその背景とでも申しますが、そういうことについては官賈全中会長からもお話をになりましたが、農業、農村、農民の危機とでも申しますか、その状況はきわめて深刻である。したがつて、母体が危機に直面しておる限り農協が安泰であるということとはいえるはずがない。すなわち都市化が、都市の膨張によって一段と激化をする。日本列島改造によつて地方にまでこれが波及をする、さらに残された労力吸収、水利を工業化していくための水利の工業転用等がはかられ、兼業がさらには拡大をしていく。米の生産調整は一つの転期にきておるとはいへ、いまだこれは続けられておる。しかも自由化の波はきびしい。また目の玉の変わるよう、金融の緩和があるかといふと引き締めになる。全くこれら的情勢は、一つの転期にきておるとはいへ、いまだ抗組合とも申しますか、いわゆる産業組合化ということが農協によつてうたわれたけれども、実態は完全に失散に終わつてしまつた。したがつて、こういう情勢の中で、資本主義経済への対抗組織とも申しますか、いわゆる経営のシンボルであったわけですが、現在の農協もそのらち外であるとは私は考えません。それがいわゆる経営を重点とし、組員にサービスをしていかなければならぬという一面も加味されておりますから、両者の表裏一体化が必ずしもうまくいかない。むしろ経営のほうにウエートがかり過ぎて、資本主義経済への対抗組織としての方針がやもすれば薄くなり、事実対抗の相手である資本主義体制の制度内に後退する、そういう傾向が最近あるのではないか。私はそういう矛盾を感じ、昭和三十九年につまらんものでありますが、ここへ持つてきておりますけれども「戦後農

政の追及」というものをあらわしまして、このことも指摘しておるのであります。現在も私はそう大した変わりはないと思います。この傾向は強まっておると思います。で、そういう点から農協組織、経営事業、運動、こういう各般にわたる御質問を申し上げることは、時間の関係もありませんから、私はほんの問題点だけを率直に少し述べしつけかと思いますが、申し上げて、問題を提起し、お三人の御所見を承りたい。つまり私がいま指摘したような情勢で、きわめて深刻な、農業も、農協も事態に直面しておるが、今回の関係四法程度の改正で対応しきれるかどうか、ただいま一楽さんからは、今回の改正に対する積極的提言がなされましたけれども、特に中央会会長なり中金理事長の御所見を承りたい。

先ほど、宮脇さんのお話は、あまりにも時間の関係上、抽象的でありますので、もう少し突っ込んだ御見解を承りたいし、中金理事長からは、いまの一楽提言等も踏まえて、こういうものになつたけれども、しかし問題はこういうふうに考へておる。将来はこういうことを志向しておるというような点がありましたら、承りたいと思います。

○参考人(宮脇朝男君) 私のほうから、いまの足鹿先生のお尋ねにまず答えたいと思います。

今度の法改正案の程度でもって今日の事態に十分対応できるかということのようであります。率直に言いまして、今後の展望の中で、さらにはどう動いていくのかということについての見通しは、十分立ちません。したがつて、現在の事態に對応するという限度においてしかい不得ないだろう。だから、将来いろんな問題が起きてくるであろうと思いますけれども、それらのものは、いま予見して、先取り的に法改正の中に全体的に十分織り込めるかということになりますと、なかなかそうはまいらないというのが現実だと思ふんです。

それで、少なくとも今日の状況の中で、いろいろ寡占——独占というよりもむしろ寡占が、きわめて寡占資本からの攻勢というものが具体的に

なつてしまひた、農村に対しましての。もはやはつきりしてきつつある。これに對する一つの防衛、防護の方途を講じなければならぬといふ趣旨はもう私どもも賛成でございまして、ただ、そういうた防衛が、この制度で十分なのかと言われますと、さしあたりますこういう改正をしてもらうことによつて対応していくたいということをございます。

○参考人(片柳真吉君) 私からも、非常に大きな問題でござりますがお答えをいたしますが、金融の面から見てまいりますと、昨今の金融情勢がネコの目のように変わつておることは御承知のことおりでございまして、わずか十ヵ月も足らざる間に、預金金利が五厘下げられて、また五厘上りがつておる。最近はまた中期預金の問題まで出でるというようななきなかでございまして、まことに対応し実はいとまがない状況でござります。

そこで私は、特に申し上げていきたいと思いまするには、今度の公定歩合の引き上げ等の金融引き締めの措置は、農業は全く無關係である。むしろ一般的企業活動が行き過ぎて、それを抑える意味で、公定歩合等なり預金金利を上げるという、引き締めの措置が出ているわけです。農業のはうは、むしろ、農業の生産性を上げ國際競争力をつけるという要請が出ておるのであって、農業は、他の一般産業の企業活動が行き過ぎたあふりを食らって金利が上るということは、これはやつぱり農政が一般高度成長のあふりを受けておるということで、これは私は、政治としては、その辺にはつきりした分界をつけて、金融でございますから、それは一般の影響を受けますけれども、その影響を、政治の面なり政策面でカットをしてもららう。農業金融はもつと低利でなければならぬといふことですけれども、預金金利が上がつてくれば、これはやっぱり貸し出し金利を上げざるを得ない。これは、やっぱり私は、高度成長のあふりを農業が受けとるという実態をよく御認識をいただいて、適切な手を打つてもららうということが必要ではないか。

どうも、何かしらぬが、金融は、これはどうしても一般の金利が上がれば上がるを得ないということですけれども、ですから御承知のように、農業近代化資金も、この間五厘下がったんですから、国会でもいろいろ御心配をいただきまして、ある程度無理はございましたけれども、金庫も信連も協力も五厘下がった、近代化資金の水準は。ところが、その後も一ヶ月ぐらいでまた金利はもとに戻ってしまった。これは、現に相当経営上苦しいわけです。私どもは、ことしは歯を食いしばっても、これでやつていいかと思いますけれども、これはひどいではないかという感触です。

ですから、私は、一般企業活動の行き過ぎを抑えるという必要性は、インフレの対策が必要でございましょうけれども、それが農業金融が受ける影響といふものは、これはたとえば政府の補給金を弾力的に運用して、どうしても一般金利が上がらざるを得ぬ場合には、補給金のある程度ふやしてもらおうとか、そういう彈力的な措置を講じても感觸を持っていますので御高配をいただきたいと存じます。

○足鹿君 一榮さん、ありましたら。

○参考人(一榮照雄君) 私の考えは短期間に御理解願うことは非常に無理かと思うんですが、大体農業の発達とかいうことをどういう意味で解するかということですね。大体行なわれておる、多くの方々のおっしゃることは、農業の近代化とか、大経営とか、生産性の向上とか、生産費を安くするとか、国際競争力にたえるようになるとが多いと思うんです。

私は、全くそういう考え方に対する疑問を持たざるを得ないんです。農業の危機といいますが、それはもう、危機はすでにすでに経過していると思うんです。農業において機械化されたいろいろな

施設に金を投じた、農業に金はたくさん要るようになりますけれども、農業で働く仕事は、農民の手から奪われて、工業のほうへいっているわけです。百姓の仕事といえば肥料をつくること、ついた肥料を田にやるというのが——いまは、肥料は肥料会社がつくってくれる。虫をとるのは、病害虫害を防ぐのは農業会社が除草剤をつくってくれるというように、農業の仕事が農民の手から工業の手に奪われてきているわけです。それでこういう状態になっている。それでもなお足らぬから、農林中金から、大口の、企業農業を育成するために選別金融で、大きなやつを大いに充実してやらせておるが、これがたとえば政府の補給金というものが農政審議会の、委員会での答申です。

私は、全くそういう考え方方は逆にしなければいけません。兼業の形においてでも多くの方々が農業に携わるということが、これが、経済の貨幣価値の上での成長率は何かという問題じゃなくて、国民の身体の健康、そして精神の健康、人間生活の生きがい、人間らしい生活というものになつておるかわかりませんが、そういう具体的な感觸を持つておりますので御高配をいただきたいと存じます。

○足鹿君 一榮さん、ありましたら。

○参考人(一榮照雄君) 私の考えは短期間に御理解願うことは非常に無理かと思うんですが、大体農業の発達とかいうことをどういう意味で解するかということですね。大体行なわれておる、多くの方々のおっしゃることは、農業の近代化とか、大経営とか、生産性の向上とか、生産費を安くするとか、国際競争力にたえるようになると多いと思うんです。

私は、全くそういう考え方に対する疑問を持たざるを得ないんです。農業の危機といますが、それはもう、危機はすでにすでに経過していると思うんです。農業において機械化されたいろいろな

で何かも解決するわけじゃないことは皆さんにもう申し上げるまでもないことですけれども、そういう意味において、私は基本的に、戦後一そう強くなつておる農業の本質、農業の工業と違うこと、そしてこれは資本主義的な考え方で説明させるべきものでないということ、ですから、農業の拡充、充実というと私は主張したい。そのために、一つの経営の面積を広げるなんということもなくして、零細な経営においても、できるだけ繩に仕事の領域を広げなければならぬ。だから、農家が使う資材はなるべく自分でできる限りつくる。そんなに工業にこれはつくともうんじやなく、つくる。それで、製品となるべく最終需要者のところまで、農産物の加工等は自分でやる。たとえばお酒のごときものは、少なくともお米をつくって、そのお米を原料とするお酒は農民がつくる、農業団体がつくる。たゞこも農業団体がつくる。そして肥料や農薬も、そういうのも、あまり工業のほうから供給してもらわなくてはよろしくないと同時に、現実においても、そういう意味で発達する見込みはないと思うんです。ですから、中央金庫は、大口の貸し出しを単協が始まらないやつを直接貸すなんというようなことをやつても、それはそう大きな金額になるはずはないと思うんです。私は、いま足鹿先生のおっしゃったような問題については、ひとつ、経済合理主義、そして工業における合理主義と同じよう

な考え方で農業を考えておる考え方を徹底的にわかれれば御検討願わなければならないと思うんです。ですから、単に経済問題じゃない。人生にとつて経済・金銭は大事ですけれども、金銭だけとつて経済・金銭は大事ですけれども、金銭だけ氣持も私はあると思う。ただ、機が熟しておるかおらぬかという判定は、これはまあ別として。ですから、それはこの次の機会に政府にも質問してみますが、何としても今度の改正は中金法ですかから、中金法を例にとりながら二、三お答えいただきたいと思います。

今度の改正のポイントはいろいろあると思いまが、何としても今度の改正は中金法ですかから、中金法を例にとりながら二、三お答えいただきたいと思います。

で何もかも解決するわけじゃないことは皆さんにいたいと思います。

案内も私はあると思う。ただ、機が熟しておるかおらぬかという判定は、これはまあ別として。でもまあ、現実起きておるものだから、この程度はとおっしゃるけれども、宮脇さんのはんと

な程度のものは、宮脇さん御承知のとおりなんですが、何としても今度の改正は中金法ですかから、中金法を例にとりながら二、三お答えいただきたいと思います。

案内も私はあると思う。ただ、機が熟しておるかおらぬかという判定は、これはまあ別として。でもまあ、現実起きておるものだから、この程度はとおっしゃるけれども、宮脇さんのはんと

うと、貸し出し金融、系統への貸し出し金融といふものが中心になつていかなければならぬと私は思うのです。余裕金の運用は補完的なものでなければならぬ、かようにも思つておるわけです。そういう意味から、いま各単協を通じて組合員が求めているものは、子供の学資であるとか、あるいはいろいろな生活の高度化に基づく生活資金の問題だとか、いろいろな要望がある。これらに對して、もつと系統金融として配慮を加える余地はないのか。もつとこれを本格的に取り上げていく道はないのか。たとえて申しますと、金利の、余裕金運用で得たものの、あるペーセントをもつて、その金利補給の原資に充てる、いろいろ検討すればあると思うのです。一番、単協の声を聞いてみますと、そういう面が最近非常に強い。そういう点で、片柳さん、何か御検討なさる余地は——私ども、さっぱり中金法の改正ということは必要だと思いますが、何としても何かひとつ目玉がなければならない。その目玉商品は一体何か。農民が今日のような、農林漁業が今日のような状態になつているときに、出かせぎ、日かせぎで、生活を維持し、當農を維持していくかなければならないときには、やはり共歎共苦の立場から、せめて生活資金のめんどうを見ていくというような切実な声に、要要求にこだえるものがあつていいではないか、こういうふうに思うのですが、その点、何か運用の面において御配慮になる余地がありますかどうか。

○参考人(片柳真吉君) 今回の改正が、私どもの金庫を都市銀行化するというような御批判もあるようですが、要するに、信連、単協の資金力が相当増強をしてまいりますと、概して今まで程度の農業金融でござりますれば、信連段階以下ではば対応できる。したがつて、私どもへ上がつてくる貯金というものは、信連、単協で農業金融等にできるだけ貸した残余の余裕金が私どもの預金として上がつてくる。これは、やはりできるだけ効率運用をはかつて、特配等で還元をしてほしいということに通ずるわけでございまして、

が限定されてしまいますと、現在のように、逆にやになつても、コール市場なり割手市場に運用せざるを得ない。コール市場なり割手市場に行つた金は、結局は銀行を通じて金が行くわけでありまして、そういう迂回金融で中間のものに利益をとらせるよりも、筋がかなうものであれば、農林漁業等の関連がある向きであれば、むしろ直接に融資をして、それで上がった利益は還元する。では、もう御承知のように、私のほうは農業金融のほうはできるだけコストを安くする。安くしながらで生きるだけ特配をふやしてくれということは、その関連産業等の融資で効率運用をはかる以外にその要請にはこたえ得ないと、こういう状況でございまして、したがつて、私どもは一般の都市銀行のように利益追求ということではないことは申しますまでないのでございまして、やっぱり信託性の強い預金に対して、ある程度のやはりその負託にこたえるということになりますというと、農業なり林業なり漁業貸し出しでは、これは利益はあげ得ない、その他の融資の効率運用での負託にこたえれる以外にはないというこの二律背反的な立場も御了解をいただきたいと思います。

そこで、私は一楽さんの生活金融、庶民金融は全く同感でございまして、いろいろ昨年も御心配をいただきましたが、郵便局の例の簡易貸し付けの反対の理由も、本来農協、漁協等が庶民金融を担当する機能を持つておるわけで、これを活用すべきであるということで私どもは、強力な反対をいたしたわけであります。したがつて、私どもは、今後庶民金融については従来以上に努力をすべきことは当然でございまして、それではまだ私どもは、具体的な構想までは至つておりませんが、一応指導方針としては、まあクローバーローンといい。ただ、御承知のように、金利を安くするということになりますと、これは単協だけの自己負担ではできないことになりますので、そこで御

指摘のようない、金庫がある程度もうけるところで、もうけた金と見合って、庶民金融の金利を下げろ、という御指摘ではないかと私は思いますが、それは私どもは今後十分考えてみたいと思います。

現在、農協金融の用途別のあれを見てまいりますと、ここにこまかい数字は持つておりませんが、大体生産金融が五割強、庶民金融・生活金融というのが二割強、農業以外の事業資金が二割五分ぐらいになっておるわけでございまして、比率からしても生活金融の本来やるべき分野のシェアが低いわけでござりますので、金庫でもある程度収益が上がって負担力が出てまいりますれば、金庫の原資として、ある程度安いものを原資として信連、単協に供給するということは、今後の問題としては十分これは検討してみたいと思うのであります。まあこの間の総代会で御承認を得ましたような昨今の収支状況では、なかなかそこまではいかんわけであります。今後法律改正の線で沿いまして効率運用に努力をいたしながら、そういう問題については少なくとも真剣に取り組んでいきたいということでお答えいたしたいと思います。

盛り込んだいただきたかった。運用面ではなしに、制度的に、あの教訓を生かしてもらいたかったということだけは申し上げておきます。次に、時間もありませんので、一九六六年のICA大会で決定されました異種協同組合間の提携の問題なんです。これは先ほど一楽さんから生協との提携問題が出されました。私は、購買生協との連携、あるいは今日の生協と農協との提携の一つが、理事会に行くとか、視察に行くとか、とにかく農協は上から下まで、国内を行脚されることに合意の覚え書きですか、何かできたわけですが、盛んに幹部の皆さん、ICAの大会に行くとか、理事会に行くとか、視察に行くとか、とにかく農協は上から下まで、国内を行脚されることも行脚されるでしょうけれども、外国には必ずぶんよくお出でになつておる。だが、一体そのICAの精神なり、外国での学ばれた点が、いかがうに、国内の、この危機にある日本の農業や、ひいては農協の危機に対応しておられるかという点については、私は疑問なきを得ない。もとと真剣に考えていただきたい。私は十分海外に目を広げられるということについては賛成である。しかしそれがどのように生かされるか、少なくともICAの世界の機関が異種協同組合間の提携問題を提起して、それを原則として認められた以上は、なぜこのたび準組員にもできなかつたのかというところに不満は残つております。これは衆議院でもついぶん論議になつたと思いますが、私は何べん論議してもいいと思う。これはくどくなると思いまが、金庫の門戸開放が私はまず生協との間に行なわれて、ICAの加盟決議の線に沿つて実践化されてしまふべきである。いま一楽さんから生協そのもので貸し出しはできるというお話をありますて、ちょっとこれは私もそういう事例を知らぬのであります、専門農協の場合でも貸し付ける事例がたくさんあれば、これは専門業務はできないが、貸し出しができる。これは余裕があればできると思いますが、そういう事例があれば、ひとつお示しを願いたいと思いますが、全国にそういう事例がたくさんあれば、これは専門業務はできません

から、可能な限りの方法で、生産と消費の直結という面からも、この際、百尺竿頭一步を進めるべきではなかつたか、かように思ひます。この点について準会員としての取り扱いに遺憾なきを期するというような表現をいまも理事長なさいましたけれども、正会員にすべきであると、これは近き将来においてそういう御意図がありますか。まあ当分これでお茶を濁すと言ふと語弊がありますが、これでやつてみると、こういうことでありますか。もつと私はそういう面に手を伸べていかれば、つまり社会資本の充実のための中金が貢献をするという面もおのずから開けてくるのじやないかという気もするのです。生協という一つの門戸を大きく組織的に広げていけば、生産と消費を直結し、さらに社会資本の充実や生活環境の整備に、うたい文句ではないに手が組めないのでないかという気がするのです。その点についていかがでありますか。異種協同組合間の提携という一線からICAの決議の実践化について踏み切る御意思はございませんか。いまのことら、なかなかそうお答えにくくと思ひますが、決意のほどをあなたから。

して、今後どうするかということになりますと、國機関にあらずして、一楽さんの言われたようにオール協同組合の全国機関というふうに踏み切るかどうかの問題でございまして、これは、なかなか生協が他の省の所管であるということもございましょうし、労働金庫という一応の金融機関もありますので、簡単には私はいかぬと思いますが、少なくとも金庫の性格を広げない限りは、これはなかなかむずかしいということではないかと思います。ただ、重ねて実体的には、私どもは生協の扱いますので、簡単には私はいかぬと思いますが、少くとも金庫の性格を広げない限りは、これはなかなかむずかしいということではあります。ただ、重ねて実体的には、その線に沿いまして実体的には支障のないような処理をしていただきたいということでお答えにかえたいと思います。

○足鹿覺君 時間が制約されておりますので、もう一問できょうは終ります。

何か参考人の意見聽取が、形骸的に、形式的になっていくということを私は非常におそれるのであります。御多忙な方でありますから、長いこと一人で占有する了見もありませんし、他の方にも十分やつてもらいたいと思いますが、午前中程度の日程で、この問題を消化しようということが、そもそも間違いなんです。で、あまたの機会に、こういう機会でなくともいいですけれども、やはり公式の場面を通じてやりとりも必要でありますし、それを掘り下げていくためには、やはり非公式な会談ということも必要になってくると思いまして、それで、十分ひとつこの点については委員長におてもよろしくお取り計らいをいただきたいと思います。

そこで、先ほど御三人からの御意見もありましたが、組合の単協の大形化問題への対応の問題が出てきております。つまり、米の生産調整、三ヵ年間米価の据え置き、他の物価の値上がりに即応して米価が追随ができない。いろいろな点から、小さな行政区画単位の単協では、經營が困難にな

るというので、数度にわたる合併促進法の延長を行なって、現在相当大型化が進んできております。ところが、果樹、養蚕、酪農、畜産、養鶏、それから開拓、森林、茶業、漁業というふるいに、みんな専門農協を持って中央機関を持っています。現在の単協の、総合単協の姿を見ておられますと、稻作を主とした地域の別名のような形になしておる。そうでないところは二重、三重による組織に加盟しておる。こういう点が顯著だと田舎者たる筆者には思えます。これだけ情報化が進み、そして中央においても全般、全謹の合併ができ、しかもなお三段階階級を踏み切れない。何か私はそこら辺に……。農地所有者の立場というものは別途に考えればよろしい。これを失職せしめたりなどないような配慮が必要であります。現在必要なことは、急激な社会や経済や農業情勢の変化に即応していくために、単協大型化もある程度進んだし、情報化もほとんどの単協において整備も進んでおりますので——特に、この水稻に依存しておつて信用事業の収益率が大幅に低下したところは、農協運営の危機すら唱えられておる。また、果樹を主とした栽培においても同様である。私の興なんかでは、企業と別な全県一つの大山乳業協同組合という構成が、生産から販売まで一貫してやっておりますが、大乳業の向こうを張つてけつこうやつておられます。ですから、香川県で全県一単協という構成を官能会長が出されたときに、私も、これは大きいに検討の余地があると、こういうふうに思ったところもありますが、以来何かこの大型単協にさわるのことを中央機関はタブーのようにしておられるのじゃないか、そういう印象を受けるのです。これは一体どういうことか。つまり現在中金には総代会といふ会というものがあつて、三百名近い意思決定機関がある。ところが、県連は単協の組合長会議が事実上の総会である。全国連は全国の会長会議が事実上の総会である。そういうものがあつて、私は議会と当局という関係を力説するものではありません。が、単協の運営は、総代会を切

り抜けるためには必死です。支所別の説明会を開き、声を聞き、そしてこれを事業計画の中へ織り込み、予算化して出さなければ総代会は通らない。だのに、現在の県連でも、中央機関でも、まるでぬる湯につかたように、一日に、はなはだしきに至つては、二つでも三つでも総会を開いて、異議なし、異議なしで一瀉千里で通してしまう。いわゆる運営が形骸化しておる。組合民主主義といふものが眠つてしまつておるのではないか。手順は経てあるけれども血が通つておらない。これだけ農業危機があつても、各県連の総会が二日がかり、三日がかりでみづち練つたというような話は聞いたことがない。全国連にしてしかりであります。私はそういう方面から、大型単協が整備された機会に、これは宮脇会長、思い切つた農協民主主義をどう具体化していくかということについてメスを入れ、せめて宮脇会長の、今日までの実績の上から解決ができるはずはないと思つ。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。そのことなしに——いわゆる金融事業だけで、土地を売った金が入つてくるからいまどうにかやつていけますが、販売事業も低下、購買事業も低下。金融事業だけでは都市農協は食つておりますが、農村では金融事業が低下しておる。こういう危機的様相を克服していく道は私ではないと思う。そういう点について、中央会長として、締めくくりに、ひとつ強い御意思の表明を求めて私の質問を終わりますが、よろしくお願ひします。

なものはいち早く解消いたしまして、総合農協と専門農協の一体化を進めてきている。むしろ生産地、ミカンのところではもうミカン中心の総合農協になつておる。野菜が多いところで野菜中心の総合農協になつておる。むしろ米のほうがつけたりと、そういう形で、まあいろいろ問題はありますけれども、大筋大きな混乱なくまいつておるという実態でございます。ただ、御指摘のように、今日のような急速な経済的な変化、社会的な変動、しかも通信、交通、運搬等が非常にスピードアップされてきておる、情報は多元化されておる、こういう中で、しかもこどしのよう二〇%近い、あるいは前後の賃上げは当然に応じていかなきやならない。こういう状況の中で、組織はどうあるべきなのか、もちろん農業協同組合の民主的運営ということは先ほども御指摘のありましたI.C.A.、国際協同組合同盟の中におきまして、協同組合の民主的運営ということについては、絶えず再確認をしてまいりておる次第でござります。だから、効率的であつて、しかも組合員の意思が反映しやすい組織体系と、いうことが要求され得るるに思つておきまして、今後とも、その点においては十分な討議を重ね、成果を得たものを勇敢に実施するといふ形で進みたいと考えております。なかなか、いま御指摘のありました単協がだんだん大規模化してまいりますと、単協も力がついてまいります。だから県連がやつておつて、単協は県連のところを利用しておればいいんだといふ形のものはだんだんもうそんなことしなくなつて、単協にやらして、単協自体がやれるといふうなものは単協にゆだねてしかるべきだと、これは順次そういう方向で規模も拡大され、力がついてまいりますれば、そういう方向にいま進みつつございます。今後も進まなければならぬと考えるのであります。

具体的には三段階制の現状という問題にもお触れになりましたが、この問題については、すでにもう先生方御承知のように、具体的に大規模農協の全国協議会から、とりわけ全農と全協連に対する

直接加入の申し入れがまいつております。そしてこの問題も申し入れられて相当久しきにわたるというものでござりますので、じんせん日を延ばすということは許されません。本年の九月末、九月二十七日に第十三回の全国農協大会を開催する年ごとに開催いたしますので、第十二回大会できめられました路線、この成果がどうなつておるかということについて私は報告の義務を持つております。同時に、それを踏まえまして今後二ヵ年間農業協同組合が進むであろう総路線の戦略、戦術を決定するという重要な大会でございます。で、この大会をめどに具体的に大規模農協の直接加入という問題は、規模の大小でもって直接加入をさせらるか、させぬかということをきめるべきじゃございません。規模が大きかろうが、小さかろうが、加入の道を開くとすれば加入でき得るようにならなければなりません。この点については、はじめをつけたいと思つております。むしろそれは可能な方向でじめをつけなきやならぬであろう。そうしてやはり御指摘のよう、ただ連合会が寄つて、なあなあで、しゃんしゃんと進めるといふようなものが、年一回あるいは二回の総会であつてはならないと、十分地方地方の意見が反映されるべきである。私も同感であります。

したがつて、わが全協としましては、御承知のよ

うように、総代によりまして、単協代表を含めて総会が持たれます。相当にきやかな御発言がござります。これはむしろ私は誇りと考えております。

だから、今後、直接加入問題が具体的な話題にのぼつております全協連、また全農につしましてどういう運営のやり方をやるか、また事業のやり方をやるかという問題は当然に論議、検討を要しますが、それらの問題の煮詰めをいたしまして、こ

としの十三回大会ではじめをつけてまいりましたが、それらの問題がござりますから、今まで四%程度にまで迫る語められておる。ただ

兼業であり出かせぎが多いという実態の中ではなかなか会合、集会を開きましても、御婦人とかお年寄りが出てこられまして、ほんとうに意見のある若い営農の中心、もしくは一家の主人というふうな方がお越しいただけないという、他面そういう点もございます。ございますがなるだけ皆の民意、組合員の意見を聞く機会は、単協のほうでもいやおうなく、おっしゃるように持たなければいけません。規模が大きかろうが、小さかろうが、加入の道を開くとすれば加入でき得るようにならなければなりません。この点については、はじめをつけたいと思つております。むしろそれは可

能な方向でじめをつけなきやならぬであろう。そうしてやはり御指摘のよう、ただ連合会が寄つて、なあなあで、しゃんしゃんと進めるといふようなものが、年一回あるいは二回の総会であつてはならないと、十分地方地方の意見が反映されるべきである。私も同感であります。

したがつて、わが全協としましては、御承知のよいように、総代によりまして、単協代表を含めて総会が持たれます。相当にきやかな御発言がござります。これはむしろ私は誇りと考えております。

だから、今後、直接加入問題が具体的な話題にのぼつております全協連、また全農につしましてどういう運営のやり方をやるか、また事業のやり方をやるかという問題は当然に論議、検討を要しますが、それらの問題の煮詰めをいたしまして、こ

としの十三回大会ではじめをつけてまいりましたが、それらの問題がござりますから、今まで四%程度にまで迫る語められておる。ただ

統一されたものが、適切な契約どおりの時期に出荷をされる等のそういう生産体制、これを真剣に考えなきやならぬ時期ではないか、そういうものが具体的に系統部内から持ち上がつてきたところへ、農林省のいままでにない適切な行政、そしてまた金融、そういうことが考えられないか。そう私は考えているわけであります。どうも私からまあ歯に衣を着せず申し上げさしていただくと、いまの農協といふのは購買、販売そして生産部門というようなウエートのかかり方の順序、しかしこれはちょっとどうかなと。やはり生産部門にまずウエートをかける、農林金融面では先ほど理事長からお話をあつたように、五〇%も生産部門に融資がされているわけでありますから、一番大きくなつておりますが、少なくとも、ルールのもとにおいて十分議論が尽くされる方向には留意して、そういう組織体系にもつてまいりたいという考え方をいたしております。

以上申し述べまして私の意見をおくみ取りいただきたいと思っております。

○佐藤謙君 時間が大幅にずれ込んでおりますので、おもて簡単にひとつの尋ねをいたしたいと思います。

最初に宮崎さんにお尋ねをいたしたいと思いま

すけれども、私はこれから農業政策、農業の方

向というのは、いまの経済体制下においてです

ね、ということは、先ほどもいろいろイデオロ

ギーを前面に出した形の参考人の御意見もございましたけれども、現体制下において、やはりどう

いうべきかという形で、いかにそこに農協の使

命、今日の事態においての新しい使命があるのであろうかというようなことについて、私も大いに

関心を持ち、勉強しなければならぬと思つて

いる。いろんなものが、農産品が契約栽培的な

方向で、計画的にしかもいいものが、品質の規格

りさせていかないいろいろ問題が出てくるのではないか。そういう点について、農地法上どうだ、どうだという議論はもう時間ございませんから御意見を求めるよとは思いませんが、やはりそういう問題についても、この宅地供給事業を始めについて、農地はかくあるべきだと、そしてその中身として所有権と利用権の分離はかくあるべきであるというようなお考え方を簡単にここでも御開陳いただければありがたいと、こう思っておられます。農林省でもいろいろ進めていることがあります。農林省ではありまするけれども、系統部内の議論として簡単に一言承りたいと、こういうことあります。

○参考人（宮脇朝男君） 佐藤先生のお尋ねでござりますが、農業協同組合が生産共同体としての対応はどうだと。どうも信用購買といったような仕事のところに、あるいは共済といったところに重点を置いて、本来の生産活動ということがおろそかになつてきました、あるいは手薄じやないのかといふ第一の御指摘だと思うのです。これは私ども、第十二回農協大会で認められた最も大きな柱が、生産官農団地というものが一つと、それから生活の近代化という生活構想というものと、これを車の両輪として生活を合理化し効率の高いものにしていこう、豊かなものにしていこうということと、この表になりますのが官農団地を中心とした生産態勢の拡充であります。これは具体的に、前段も、最初に申し上げましたように、四十二年に私が就任当時は一万二千名程度でございましたが、現在一万五千五百名程度に、技術職員といいますか、營農指導、技術指導の職員が拡充されてきておる。この点でおくみ取りただけると思うのであります、おっしゃるとおりの生産の共同化・効率化ということに対しまして今後も重点は置いてまいりたい。たゞ契約栽培の問題につきましては、論議のすいぶんあるところでございます。これは、たとえばビール麦にしましても、ずいぶん改善はされましたけれども、ビール会社の何だから小作的な立場に置かれてきた苦い経験を

持つております。また、たばこの耕作が、御承知のように、官製の専売制度のもとにおきまして、専売公社の意のままに、最近はだいぶん改善されましたけれども、一時は全く領主と領民のごとき、まことに私どもとしては情けない状態が存在したことでも事實でございます。だからして、畜産にいたしましても、豚小作になるなということを私どもは標榜しておる。これは今までの経過でござります。むしろ、それら農業協同組合が生産・販売の一環体制を確立いたしまして、でき得る限りは、太い短い流通経路でもって消費者のところへ届けていくということに専念いたさなければならぬであろうということで、順次、その方が協同組合・単位協等でもつて進められておることは事実であります。

それから第二の問題でありますが、宅地供給等の問題で、土地問題の地権——土地の所有権と利用権の関係等についてどう考えておるかと。私は、お答えになるかどうか別でありますか、「一つの見解として、日本の農地の五百七十万ヘクタール程度のものは守るべきである。だから、どうしてもある程度のものは、それがある地域からは住宅用地化されたとするならば、新しく、農用適地は勇敢に農地たらしめる必要がある。これでなければ、国民食糧の自給度というのはどうんぞん落ちやう、こういう基本的な考え方を持っております。その具体的な例で申し上げますと、七百万ヘクタール程度もあると、國有林野、このうちで農用地あるいは住宅地、可住地もしくは可農地たり得るものについては、これは国がその用益権をもつて、より社会的な要求が満たされ、政治的にも正しい施策としてあらすべきである、こう考えております。だから、農業協同組合とか農家におきましては、その土地の所有権をもらう必要はない。所有権をもらつても、やあ、土地が上がつたから売つた、けしからぬやつだとかなんて言われるよ

うなことをする必要はないのであります。結局、農地たり得る用益権、そこで畜産なりあるいは園芸なり、そういうたものが十分やられて生産の用に供されるという形になればそれで十分ではないか。もちろん、可住地としての住宅地も、その土地に住まうという、生活ができるということが土台でありまして、その土地が用益さえ自由になれば、むしろ、所有権をどうこうする必要はないんじやなかろうか——不安定ではいけません。用益権が永久的に、半永久的に安定した用益権であるならばそれは別に問題はないであろう。こういうふうに考へるのであります。したがつて、農家が持つておる土地・農地あるいは林野の中で、かつては採草地・薪炭林であった、そういうところでもちまして、だれが見てもこれはこのあたりで住宅地にしたほうが適當であろうというものにつきましては、所有権をどうこうするんじやなくて、用益権つまり、その上に、でき得れば、農協あるいは農協組合員である農家みずからが、系統の金融なりあるいはその他の助成・援助なりを含めまして、借り主にあまり高くつかない資質のいいものが割り安に提供される住まいがあればこれが理想ではないか。これは、ほうておきますと、やはりデベロッパーなり、必ずしも良質とは言えない連中に買い占められ、結果においては粗悪にして高い住宅に入らなければならぬ結果になるんじやないか。非常に消極的ではありますけれども、私どもは、農業協同組合の社会的な使命にかんがみまして、やっぱり、そういう方向でこの問題は取り組むべきである、こう考へておる次第でござります。

運用のしかたにによっては、ちょっと、中金の性格問題に、この辺が少し一案参考人と私は意見を異なるんですねが、農林中金の性格に影響をしてくる、しかねないというふうにも思つてゐるんですが、この取り組みの姿勢をひとつ簡単に承つておきたいと思います。

それからついでに申し上げますが、もう一つは先ほど三段制の問題が、系統組織論の問題が出ましたけれども、いまの組織論として、それから派生する問題として、やっぱり大きな問題が三つあると思います。都市農協、これをどうするか。過密都市のどまん中にある農協をどうするか、都市農協の問題。それから先ほどちょっと議論をされてきたんですが、一部には、そういうことが解決できなければ、何も始まらぬのだ、このことが解決するのが融と組合金融との分野調整、中金とか公庫の分野調整の問題、これは從来から議論をされてきたんです。でも、一部には、そういうことが解決できなければ、何も始まらぬのだ、このことが解決するのを基本だぞ、というような極端な意見もござりますけれども、私は、あまり先を急いで結論を出すこともまた危険だぞ、しかし避けて通るわけにはいかないぞと、こういう気持ちを持つておるわけです。先ほど三段制のことについて、きわめて慎重な宮脇参考人のお話をございましたが、系統金融機関の中松としての中金の片柳理事長は、こうした問題についてどう考えておられるかということを、ひとつ簡単でつこうでありますから、お答えおきをいただきたいと思います。宮脇会長から答えていただければいいのかもしれませんけれども、先ほど三段制の問題で御意見承りましたから。都市農協、三段制、分野調整の問題は、こういう機会に多少触れる必要がある、また、われわれも勉強のために聞いておく必要がある。こう思うものですから、特にお聞きをいたしておきたい。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

見を申し上げたいと申したほうが適切かと思いま  
すが、産業組合の発足からの経過を見ますと、先  
ほどお話をあつたように、非常な意欲を持つて農  
民が人間的結合、あるいは経済的な結合、そ  
うことに非常な意欲を持つて発展をしてきたとい  
う経過がございます。協同組合になつてからは、  
そういう中心的な運動課題というものが明確に示  
されておらぬというところに私は、非常な大きな  
問題をはらんでおる。こういうふうに考えて、何  
か今日の段階になれば、この協同組合運動の必要  
性に対して、もと明確にして対応するのでな  
ければ——この四法案の改正は今日の段階で必要  
と考えますが、もう一步進め、御質問や御意見  
を承つておつても、何か私は食い足りぬような感  
じを非常に強く持つわけでございまして、人間的  
团结、あるいは経済的な要求の團結というんで、  
近くは米価運動をやられるために、官脇さんは張  
り切つておられるようですが、今日の世相から考  
えて、そういうことで、農民が満足し、國の要請  
にこたえる体制でない、全部を満たしておらぬと  
私は考えるわけで、何かこれは全部の要請にこた  
える体制を協同組合が持つのでなければ、社会的  
にも、農民感情からしても、満足しないという懼  
みを、私は持ち続けておるわけでございまして、  
これは産業組合時代は、資本主義經濟の中につ  
て、零細な農民がこれに対応すると申しますが、  
非常な熱意と意欲を持って今日まで進んでまいっ  
たことは、非常な成果をあげたということは御考  
内のとおりでございますが、今日のようない經済が  
進み、社会が進展した段階で、そういう理論だけ  
で推移をしておることは許されない、満足しな  
い。最近の協同組合運動には、先ほどおつしやら  
れたように、大型化するとか三段制にする、そ  
ういうのが実態だと思ひますので、ここで  
協同組合にひとつ柱をお立てになつてはどうか、  
にしきの御旗をひとつおつくりになつてはどう  
か、そういう御研究を一樂さんと真剣にやつてい

ただきたいと私はお願いをしたいのです。  
で、私はこの農林中金の資金の運用について  
も、余裕金の活用上、幅を広げられるということ  
に対しても賛成をいたしますが、今日の農業の実  
態は近代化され大型化されようとしておりま  
す。今までの体制であれば富農、貧農という形  
で農村問題が取り上げられておりましたが、今後  
の農村、農業というものは大型化、近代化を推進  
するのでなければ、少なくとも世界の農業に伍し  
ていくことは不可能と考えるわけで、そう  
いう方向を志向した体制というものと眞剣に取  
り扱うべきではない、こういうことを眞剣に  
考へて対応しなければならぬ。今日の余裕金が、  
おおよそ農民が余裕金ができる時金をした金では  
なくして、都市近郊の土地を売った金がいわゆる  
農林中金に余裕金となつてあらわれておるわけで  
ござりますから、この金をいま申し上げた近代  
化、大型化の資金に活用するという、そのためには  
は長期低利の資金が必要であるから、これは中金  
の段階でコストを下げるということは不可能で  
す。限度があります。したがつて、この資金に対  
して、国の利子補給を要請をして、その資金を農  
業運動の中心として指導をし、日本の農業を近代  
化あるいは大型化にこれを一大転換をさせるとい  
う方向を示して、組合運動を推進する、またそ  
ういう適切な施策を行なう、そういうことによつて  
価格問題というもののそれによってある程度解  
消されてくる。こういうようなことを常日ごろ考  
えておるので、御意見があつたら、お三者からお  
答えをいただき、御研究を願う。時間がないそ  
でござりますから、私はこれ以上意見を申し上げ  
ることを差し控えますが、一つのテーマとして私  
はそういうことをいま考え方あるということ、  
これに対しても御意見があれば承りたいと思いま  
す。

○参考人(片柳真吉君) まず地域開発の点でござ  
いますが、法案にもございますように、「農山  
漁村ニ於テ産業基盤若ハ生活環境ノ整備ノ事業ヲ

行ナフ」法人。こうございますので、農林漁業に  
縁なきところに出ないということは当然でござい  
まして、加えてその客体の地方公共団体その他の  
非営利法人または地方公共団体その他の営利を目  
的としない法人が主たる構成員となつておるとい  
う制約がございますので、おのずからこれが農林  
中央金庫の使命に背反することがないという理解  
でございまして、この点はきわめて厳密に今後の  
適用はやつてしまいりたいと思っております。  
それから都市農協、三段制、分野調整の問題で  
ございますが、これは國の要請にも、國民の  
組むのでなければ、これは國の要請にも、國民の  
要請にもこたえられない、こういうことを眞剣に  
考へて対応しなければならぬ。今日の余裕金が、  
おおよそ農民が余裕金ができる時金をした金では  
なくして、都市近郊の土地を売った金がいわゆる  
農林中金に余裕金となつてあらわれておるわけで  
ござりますから、この金をいま申し上げた近代  
化、大型化の資金に活用するという、そのためには  
は長期低利の資金が必要であるから、これは中金  
の段階でコストを下げるということは不可能で  
す。限度があります。したがつて、この資金に対  
して、国の利子補給を要請をして、その資金を農  
業運動の中心として指導をし、日本の農業を近代  
化あるいは大型化にこれを一大転換をさせるとい  
う方向を示して、組合運動を推進する、またそ  
ういう適切な施策を行なう、そういうことによつて  
価格問題というもののそれによってある程度解  
消されてくる。こういうようなことを常日ごろ考  
えておるので、御意見があつたら、お三者からお  
答えをいただき、御研究を願う。時間がないそ  
でござりますから、私はこれ以上意見を申し上げ  
ることを差し控えますが、一つのテーマとして私  
はそういうことをいま考え方あるということ、  
これに対しても御意見があれば承りたいと思いま  
す。

○参考人(一葉照雄君) ただいま河口さんから意  
見がござりますが、これは農政審議会でも意見が  
ござりますが、これはなかなか重大問題でござい  
ます。明快な答がなかなか困難だと思ひます  
が、都市農協問題は、実は農政審議会でも意見が  
出たわけでござりますが、これは単に金融面か  
らのみ都市農協をどうするというわけにはまいり  
ませんので、農協全体のあり方として別途に検討  
するということ農政審議会は終わつていること  
は御承知のとおりでござります。また、農協の内  
部におきまして、これは一葉さんのあれにも通  
じるかもしませんが、昔の産業組合のよくな地  
域協同組合にしたらどうかという意見も実は内部  
で検討中でございまして、その問題とあわせて都  
市農協の問題を今後私どもは対処してまいりたい  
と思っております。ただ、都市農協は概して信用  
事業オノリでござりますが、昨今では購買事  
業、生協的な色彩をだいぶ加えておる都市農  
協も出てきておりますので、その辺も踏まえまし  
て今後のあり方を検討してまいりたいと私は思つ  
ております。

それから三段制の問題は、さつき官脇会長から  
も言われましたような、末端の大型化が進んでま  
りますと、いろいろな問題が出てくるわけでござ  
いまして、系統金融のコストを下げるという要  
請も別途あるわけでございまして、したがいまし  
て、この問題は、私どもも十分検討してまいりた  
い。すでに信連会長の一部からも、金庫と信連と  
の機能分担という表現を使っておりますが、金庫  
と信連のあり方について、この際根本的に検討し  
てほしいという要請が、先刻正式の実は要請も出  
ておるので、御意見があつたら、お三者からお  
聞きあつたような、末端の大型化が進んでま  
りますと、いろいろな問題が出てくるわけでござ  
いまして、系統金融のコストを下げるという要  
請も別途あるわけでございまして、したがいまし  
て、この問題は、私どもも十分検討してまいりた  
い。すでに信連会長の一部からも、金庫と信連と  
の機能分担という表現を使っておりますが、金庫  
と信連のあり方について、この際根本的に検討し  
てほしいという要請が、先刻正式の実は要請も出

てきでおるわけでございまして、ただ私どもは、  
系統運動のこととござりますから、当然のことと  
ございますが、上からどうこうということは、こ  
れは筋が違うわけでございまして、あくまで単協  
の意向を私どもは主にして、この問題を今後検討  
してまいりたいということをございます。  
公庫との分野調整は、衆議院にも出た問題でござ  
いますが、率直に言わしてもらえば、こ  
れだけの資金量になつてしまいりますれば、近代化  
資金制度はでき得ればもつと利子補給をふやし  
て、系統資金をもつと系統内で活用するというこ  
とは当然でございまして、これは河口先生の御意  
見にも通ずると思いますが、私どもは、農業近代  
化資金制度を先般基準金利を下げましたが、さら  
に今後この問題については前向きに検討してまい  
りたいということでござります。  
○参考人(一葉照雄君) ただいま河口さんから意  
見があつたような、末端の大型化が進んでま  
りますと、いろいろな問題が出てくるわけでござ  
いまして、この問題は、私どもも十分検討してまいりた  
い。すでに信連会長の一部からも、金庫と信連と  
の機能分担という表現を使っておりますが、金庫  
と信連のあり方について、この際根本的に検討し  
てほしいという要請が、先刻正式の実は要請も出

り農業団体のほうで検討してもらいたい。實際、私も農林水産委員になつて、まだ日が浅いわけですからども、なかなか農業というものはわからぬわけですね。實際、政府が上から何かやつてくれるんじやないか。いまの複雑な情勢の中で、政府が、上から与えられたものの中へやっていくといふことは、これはもう不可能に近いんじゃないかと思うんです。そういう点で私は、農業協同組合というものが、体质改善をして、先ほどから話がありましたように、金融重心ではなくして、そういう協同組合の本質をほんとうに生かして、先ほどたとえば契約栽培の問題についても、専売公社の言うままになるとか、ビル会社の言うまことになるとか、だからよくないのだと。そういうこと自体がわれわれの感じでは、はなはだ敗北主義である。そこで農民が團結をし、そういう問題をやはりあらためて、何かそういう新しい方向を求めていくべきではないかという、私はしようとござりますけれども、感じがするわけでございますが、そういう点について、宮脇会長とそれから一楽研究所理事長の御意見をお聞きしたいと思ひます。

それと、続けてあれしますが、特に農協においては、いわゆる購買事業ですね、年々データを見ますと、赤字がふえていつている。何か信用部門では持つてある。こういう状態は、それでいいのかどうか。私の友人が、やはり県の経済連へ勤めているのですが、その人は、個人的には養鶏をやっている。ところが、えさはもう自分で商社から買う。そのほうがはるかに安いと言つてゐるわけです。そういう農業協同組合、そういう団体の組織がありながら、こういうある程度販路というものが、新しく開拓しなくとも、ある。そういう農協の組織でありながら、いわゆる購買事業が年々赤字になっていく、この点はやはり私は、いろいろ問題点があるんじやないかと思うのですけれども、いまのような点について宮脇会長としては、農協の体质改善とあわせてどう考へておられるの

います。それが、先ほど一楽さんからも、いわゆる監査がござりましたが、これは、なかなか農業というのの独立性というのですかね、ありましたが、これはいわけですね。實際、政府が上から何かやつてくれるんじやないか。いまの複雑な情勢の中で、政府が、上から与えられたものの中へやっていくといふことは、これはもう不可能に近いんじゃないかと思うんです。そういう点で私は、農業協同組合というものが、体质改善をして、先ほどから話がありましたように、金融重心ではなくして、そ

ういう話があちこちにあるわけですが、そういうような点では、はなはだ農民の人にとってもよろしくないと思いますけれども、こういう点ほどいわゆる内部監査と申しますが、その強化といふいう協同組合の本質をほんとうに生かして、先ほどたとえば契約栽培の問題についても、専売公社の言うまことになるとか、ビル会社の言うまことになるとか、だからよくないのだと。そういうこと

いう話があちこちにあるわけですが、そういうような点で、一楽さんが独立性、あるいは機能と権威を高めるとか、そういうようなことをいまざいますけれども、感じがするわけでございますが、そういう問題についてはどのように考えておられますか。

○参考人(宮脇朝男君) いま塩出先生からいろいろ多くの問題が提起されておる農産物の生産、販売、価格、これらについて、農協が、その力でもって対応していくことを考え方たらどうだ、というような意味のお話がございましたが、私は、農協はもちろんやらなければなりません。やらなければなりませんが、同時に、やはり国の農政の方向をひとつはつきりしてもらわなければならぬ。たとえば麦にしても、いま収穫され

て、あと田植えされつづつありますし、近く麦価の審議が行なわれようとしておりますが、麦は御承知のように、パリティ価格を下つちやならないと決まりたい。やりたけれども、社会的な農業の使命といいますか——米だって自分だけが生きていいくだけのもの、食うものをつくつて、納得のいく米価をくれなければ、飯米以外はつくりませんと、ほんとうは言いたい。言いたいけれども、そういうことがやれない宿命を持っている、体质を持つてゐる。したがつて、やはりある程度の政策というものによりまして大きく日本農業は左右されしていく。だから私どもは、これらをそういう状況のもとに置かないためには、拡大ECCがやつていて、だから私どもは、これらをそういう状況のもとに置かないためには、拡大ECCがやつていて、少なくとも不足払い制度を確立する。しかも、基準価格といふものを、絶えず、うそのデータで押えて、農民に損をさすようなデータを出すんじやなくて、正しく出されたデータ、それでもつて基準価格がきめられ、国内に押さえ、まさに安樂死の方向をとつてやがけです。そういう農業協同組合、そういう団体の組織がありながら、こういうある程度販路といふものが、新しく開拓しなくとも、ある。そういう農協の組織でありながら、いわゆる購買事業が年々赤字になっていく、この点はやはり私は、いろいろ問題点があるんじやないかと思うのですけれども、いまのような点について宮脇会長としては、農協の体质改善とあわせてどう考へておられるの

になります。だから中金の理事長にお尋ねしたいのでござりますが、先ほど一楽さんからも、いわゆる監査の独立性というのですかね、ありましたが、これはおそらく最近は、農協等においていろいろ金融の使い込みとか、非常に事故が多いわけですね。私は岡山に住んでおりますが、中国地方でも、そういう話があちこちにあるわけですが、そういうような点では、はなはだ農民の人にとってもよろしくないと思いますけれども、こういう点ほどいわゆる内部監査と申しますが、その強化といふいう協同組合の本質をほんとうに生かして、先ほどたとえば契約栽培の問題についても、専売公社の言うまことになるとか、ビル会社の言うまことになるとか、だからよくないのだと。そういうこと

であります。私がどんなにやつたところで、それはどうにもならぬという問題であります。同時に、農業協同組合は、本来経済的な生産、経済生活というとでありますけれども、もっぱら具体的には経済的な点で團結をいたしております。したがつて、激しい抵抗の、レジスタンスの組織を闘争を組むわけにいきません。私らはほんとうに言うと、政府を向こうへ回わして一戦やりたい。米価でも一戦やりたい。やりたけれども、社会的な農業の使命といいますか——米だって自分だけが生きていいくだけのもの、食うものをつくつて、納得のいく米価をくれなければ、飯米以外はつくりませんと、ほんとうは言いたい。言いたいけれども、そういうことがやれない宿命を持っている、体质を持つてゐる。したがつて、やはりある程度の政策というものによりまして大きく日本農業は左右されしていく。だから私どもは、これらをそういう状況のもとに置かないためには、拡大ECCがやつていて、少なくとも不足払い制度を確立する。しかも、基準価格といふものを、絶えず、うそのデータで押えて、農民に損をさすようなデータを出すんじやなくて、正しく出されたデータ、それでもつて基準価格がきめられ、国内に押さえ、まさに安樂死の方向をとつてやがけです。そういう農業協同組合、そういう団体の組織がありながら、こういうある程度販路といふものが、新しく開拓しなくとも、ある。そういう農協の組織でありながら、いわゆる購買事業が年々赤字になっていく、この点はやはり私は、いろいろ問題点があるんじやないかと思うのですけれども、いまのような点について宮脇会長としては、農協の体质改善とあわせてどう考へておられるの

になります。だから、比較優位の原則の上に立つてやる工農生産品の貿易自由の原則を、同じように農産物にとつて当てはめていたならば、かくもむづかしいが、何ぶんの御理解とまた御指導をいただきたいと存じておる次第でございます。

○参考人(片柳真吉君) それでは、一楽さんの管理機能の自主性なり独立性を強化するという御意見、私は趣旨は同感でございます。私どもの農林中金は、これだけの大きな資金量でございますので、特に国会でも、かつて非常な御高配を賜わりました共和製糖事件というような前例もございましたので、私がその善後措置を引き受けたというて、私は、農協はもちろんやらなければなりません。やらなければなりませんが、同時に、やはり国の農政の方向をひとつはつきりしてもらわなければならぬ。たとえば麦にしても、いま収穫され

て、あと田植えされつづつありますし、近く麦価の審議が行なわれようとしておりますが、麦は御承知のように、パリティ価格を下つちやならないと決まりたい。やりたけれども、社会的な農業の使命といいますか——米だって自分だけが生きていいくだけのもの、食うものをつくつて、納得のいく米価をくれなければ、飯米以外はつくりませんと、ほんとうは言いたい。言いたいけれども、そういうことがやれない宿命を持っている、体质を持つてゐる。したがつて、やはりある程度の政策というものによりまして大きく日本農業は左右されしていく。だから私どもは、これらをそういう状況のもとに置かないためには、拡大ECCがやつていて、少なくとも不足払い制度を確立する。しかも、基準価格といふものを、絶えず、うそのデータで押えて、農民に損をさすようなデータを出すんじやなくて、正しく出されたデータ、それでもつて基準価格がきめられ、国内に押さえ、まさに安樂死の方向をとつてやがけです。そういう農業協同組合、そういう団体の組織がありながら、こういうある程度販路といふものが、新しく開拓しなくとも、ある。そういう農協の組織でありながら、いわゆる購買事業が年々赤字になっていく、この点はやはり私は、いろいろ問題点があるんじやないかと思うのですけれども、いまのような点について宮脇会長としては、農協の体质改善とあわせてどう考へておられるの

でも、何といましても日常この運営を担当している常勤員並びに職員の考え方、その態度といふものが非常に大きく影響を持つと思います。そこで、どうしましても、今日のように三十何万人というように大きく従業員ができておるこの人たちが、単にサラリーマンとして月給だけをもらうのではなくて、もう少しあれわれは会社なんかにつとめているのとは違つて、協同組合運動に従事しているのだといふような情熱が持てるような理想——理想というと少し何ですけれども、目標を、ちょうど河口先生がおっしゃるように、より鮮明にすることが必要だと思うのです。その点は全く河口先生の御意見と一〇〇%私は同感でござります。ただ、そこまではいいのですけれども、そうしますると、農業についてどう考えるのかということをあらためてひとつ、何ものにもとらわれなくて、農民のため、農村のため、そして農民以外の国民大衆のために、農業の将来はいかにあるべきかということを、私は、單に近代化とか、合理化とか、大経営化とかといふ観念を、無批判的に受け入れるのではなくて、大は善なりと言えるかどうか、そういう点までわれわれの陣営で明確にしていく、そうしませんと、協同組合運動が今日の社会、今後の社会においていかなる意義を持つかということは、その特色、社会的な特色といふものがはつきりしないのじゃないかと思うのです。そういう内容に立ち入りますと、時間がかかるから、農業のため、農村のため、そして農民以外の国民大衆のために、農業の将来はいかにあるべきかということを、私は、單に近代化とか、合理化とか、大経営化とかといふ観念を、無批判的に受け入れるのではなくて、大は善なりと言えるかどうか、そういう点までわれわれの陣営で明確にしていく、そうしませんと、協同組合運動が今日の社会、今後の社会においていかなる意義を持つかということは、その特色、社会的な特色といふものがはつきりしないのじゃないかと思うのです。

○塙田大顧君 私も時間がたいへん制約されていますので、三點にしづつお伺いしたいと思います。  
一つは、まず第一に、官脇参考人にお伺いしたのであります。ささやかながら印刷物等もおりおり出しておるわけでございますので、これを機会に、こういったきわめて限定された時間でなくして、ひとつ各党の皆さま方がきわめておひまがありましたときには、私どもの意見も聞いてやるという機会をおつくり頼うようにしていただければ、はなはだあります。  
○塙田大顧君 それではもう一点だけ。

でも、何といましても日常この運営を担当している常勤員並びに職員の考え方、その態度といふものが非常に大きく影響を持つと思います。そこで、どうしましても、今日のように三十何万人というように大きく従業員ができておるこの人たちが、単にサラリーマンとして月給だけをもらうのではなくて、もう少しあれわれは会社なんかにつとめているのとは違つて、協同組合運動に従事しているのだといふような情熱が持てるような理想——理想というと少し何ですけれども、目標を、ちょうど河口先生がおっしゃるように、より鮮明にすることが必要だと思うのです。その点は全く河口先生の御意見と一〇〇%私は同感でござります。ただ、そこまではいいのですけれども、そうしますると、農業についてどう考えるのかということをあらためてひとつ、何ものにもとらわれなくて、農民のため、農村のため、そして農民以外の国民大衆のために、農業の将来はいかにあるべきかということを、私は、單に近代化とか、合理化とか、大経営化とかといふ観念を、無批判的に受け入れるのではなくて、大は善なりと言えるかどうか、そういう点までわれわれの陣営で明確にしていく、そうしませんと、協同組合運動が今日の社会、今後の社会においていかなる意義を持つかということは、その特色、社会的な特色といふものがはつきりしないのじゃないかと思うのです。

官脇会長に、私は、決して農業団体だけの責任という意味で申したわけではなく、われわれはやはり政治家も政府も責任あるわけがありますが、一番やはり当事者は農業団体でございますので、先ほども申しましたように、会長も言われたように、国民の食糧供給ということで、まあ農業団体の中には、もうともかく米のストをやろうじゃないうかと、そういう意見もあるや聞いているわけあります。私は、国家百年の大計等を考える中には、もうともかく米のストをやろうじゃなく、場合によっては、もう、ストをしろとは線を打ち出して、そうしてやっぱり農民も同じ人間であり、労働者も人間、サラリーマンも人間ですから、農民だけが犠牲になるということはよろしくないと思うんですね。そういう点でひとつどんぐん政府に対しても強力な要望を打ち出して、まだその闘争をやって、そうして農民の人も人間としての生活ができるようにならんばつていただきたい。

○参考人(宮脇朝男君) 塙田先生からのお尋ねでございましたが、私どもは経過的にはこういうこととあります。

第一は、いろいろ土地の買い占めをやられておるその土地とはどういう土地かといいますと、農地はわりと少ない、比較からいいますと。むしろ林野のほうが多い。林野の中でも国有林は手がつきませんから、国有林とか県有林とかいうのはわりに買われていない。したがって、国有林、県有林以外の市町村有林、共有林、部落共有林、それから個人有林、このところが大体買われておる、対象になつておる。しかもそれは保安林等の指定のない場所が大体主となりまして、中には保安林に引かかっておるというのが大体の例のようになります。

経過としては、私どもはこれに対しまして、でき得べくんば環境保安林といったような法律を、仮称でありますけれども、立法してくれぬか。白地のところはもうすべて環境保全上必要なんだとか、現在の保安林で指定していいところをぶつけちまつたらいいじやないかと、そういうことを第一に提唱してまいつたのであります。政府も私ども申し上げるとおりには特別の法律ではおやりにならなくて、森林法が何かの一部を変えておやりにならるといふことです。これは今後期待いたします。

具体的にいいますと、林野を含めた農地につきましては、土地を簡単には手放せぬようにしておこうじやないか、売らないようにしようじやないかと——こういうインフレ指向の中では一番ヘッジとしては土地がかつこうのものだから、宝は、金の値打ちが下がるということで、土地にかえておこうじやないので、だまされて土地は買われてしまふ。放したらしまいだぞということを強く言つてまいります。またほんどの地域においては、土地を売らないでおこうじやう運動を始めます。ただし、これも精神運動の域を出ないで、実際に土地を売らなければいけないときに、日本の食糧の自給はどうするんだと、全く深刻な問題だと思うんです。重大問題だと思います。

具体的にいいますと、林野を含めた農地につきましては、土地を簡単には手放せぬようにしておこうじやないか、売らないようにしようじやないかと——こういうインフレ指向の中では一番ヘッジとしては土地がかつこうのものだから、宝は、金の値打ちが下がるということで、土地にかえておこうじやなので、だまされて土地は買われてしまふ。放いたらしまいだぞということを強く言つてまいります。またほんどの地域においては、土地を売らないでおこうじやう運動を始めます。ただし、これも精神運動の域を出ないで、実際に土地を売らなければいけないときに、日本の食糧の自給はどうするんだと、全く深刻な問題だと思うんです。重大問題だと思います。

具体的にいいますと、林野を含めた農地につきましては、土地を簡単には手放せぬよう

う感じが私はするのです。と申しますのは、一つは文字どおり、確かに文字どおりに農地を売らないで、農地を農地として農業のために利用するというこの一つの運動の型、たとえばこれは静岡県でたしかお聞きしたんだあります、緑と財産を守る融資制度でございますか、県農協で五ヵ年間、約八〇%のあれで融資をする。五ヵ年間たら利息だけつけて返す。ですから、土地はそのまま耕作をしていると、こういう型の融資をおやりのところもございます。あるいは島根県では先ほども出ましたが、農業団地というふうな形でやつておると。こういう、つまりその土地をデベロッパーやその他の企業には売らない。しかし、それはあくまでも農業として継続するという立場で守つていいくという型ですね。これは一番積極的なあり方だと思うのですが、しかし他にももう一つのあれを見ますと、先ほどの御説明にも出ましたが、つまり土地は確かに売らないと。しかし農協がみずから宅地供給をする、あるいはひどいところになりますと、ゴルフ場をつくっているところがあるということを聞きまして、ちよつとびっくりしておるのでけれども、そういう観光開発というふうな方向ではなくて——まあ方向ではなくてじゃなくて、そういう型が一つあるよう私は思うのですが、こういう二つの行き方。やはり確かに土地を売らないといふ点では共通しているんですねけれども、これをその土地をどういうふうに守るかという守り方にやはりいろいろ問題があるように思つていま申し上げたわけですけれども。ですから、私の考えとしましては、その最初の型ですね、静岡県のあいう融資制度、こういうものは非常に私は高く評価していいと思うのですが、その点で宮脇さんあるいは片柳さん——中金さんとされては、どういうふうに評価されておりますかね。そしてまた、それに対してもう一つの問題ですが、その点で中金としてもおなりになるのかどうか、そういう点をお二人にお伺いしたいと思うのです。

○参考人(宮脇朝男君) 金融の観点からは片柳参

考人から御意見があると思いますが、私は、方向としては緑と土地を守ると、とりわけ農地を守るのだという静岡かの方向というのは正しいと思います。したがつて、具体的にそういう問題が金融の問題と不都合なく仕組まれていくならば、これを拡大していくことがよいであろうと考えます。

○参考人(片柳真吉君) 私も静岡の例はよく承知をしておりまして、私の講演が効果があるかどうかわからませんが、私は昨年の農協大会で農協の組合員が概して土地を持ち、これだけの資金を持ちながら、自分で農地を守れることはないとおもいかという講演もいたしたような経過もございまして、あの行き方は非常に賛成であります。したがつてこれは全国的にあのような制度になりますれば、私の方としても、さつき足鹿先生の生活資金を低利に出せというような要請もございますが、それと同じような式で金庫としてもできるだけ対応していきたいとは考えておりますが、全国的な制度になつてまいりますれば、やはりあるいは近代化資金を拡充する等の措置によって、制度融資としてこれをある程度国がパックアップするということも必要ではないかという考え方を持っておりますが、いずれにいたしましても、あいう行き方は、しごく私は賛成でございます。

○塚田大顧問 最後にもう一度、片柳参考人にお願いしたいと思うんですが、大体いまのお話で基本的な考え方によくわかりましたが、ただ金融問題ということになりますと、先ほどからいろいろ考えとしましては、その最初の型ですね、静岡県のあいう融資制度、こういうものは非常に私は高く評価していいと思うのですが、その点で宮脇さんあるいは片柳さん——中金さんとされては、どういうふうに評価されておりますかね。そしてまた、それに対してもう一つの問題ですが、その点で中金としてもおなりになるのかどうか、そういう点をお二人にお伺いしたいと思うのです。

土地を売る、あるいは出かせぎに行くという、したがつてこれをやはり農業をもつとこれから発展させるという立場で、これを使いになるのでなければ、いわば縮小再生産、この悪循環といいますか、悪いサイクルでこれがどんどん回っていったら、これは日本の農業のやはり破壊、縮小、ますます日本の農業が貧困化してくる。その動機になるのではないかというふうに私はやはり心配するわけでございまして、他の委員も大かにそのことを御心配になっておられるわけです。が、この点につきまして、ちよつといささか理論めきましたが、確かに、先ほど中金の片柳先生も確かに二律背反だとおっしゃつておられたと思うのですが、これれども、しかし、ここはやっぱりはつきりさせないと、日本の農業という観点から見ますと、農協という立場から見れば、あるいはもうちょっとあれして返還をしてやればいいじゃないかとおっしゃるかも知れないけれども、日本の農業という、大きな観点から見ますと、やはりこういう資金の使い方というものは、やはり相当問題があるんじゃないかと思うんですが、その辺の私どもの不安といいますか、疑問について一言お答え願いたいと思います。

○参考人(片柳真吉君) 当然系統金融なり、私どもはやはり農林漁業の融資を最優先に考えていくことは当然でございますと、ただ実際的には市街化区域になつてしまりますが、これは別途の農地課税等の問題もあると思いますが、なかなかこれは金融面だけでは、御指摘のようなそういう地域で農業をさらに盛り立てるということはなかなか困難ではないかと思っておりますが、ただ実際的には、近代化資金等の例を見てまいりますが、信連と私のは現在多少の例がございますが、信連と私のはせつかくの制度資金等が末端では活用されちゃらないという向きが相当ございますので、私どもは現在多少の例がございますが、信連と私のは、どういうふうに評価されておりますかね。そしてまた、それに対してもう一つの問題ですが、その点で中金としてもおなりになるのかどうか、そういう点をお二人にお伺いしたいと思うのです。

できるだけ農業の向きに前向きに対応してまいりたいと思います。ただ、実際になかなか市街化区域のほうは、金融面だけでは困難だということがあると思いますが、ただ御指摘のように二律背反と申しましても、当然これは農業には安く貸して農業を振興するというたてまえはこれは当然でござりますので、そういう方向に対しまして今後むずかしい問題でございますが、努力をしてまいりたいと思っております。

○委員長(龜井善彰君) 他に御発言もないようござりますので、参考人に対する質疑は終了いたします。

参考人の方々には御多忙のところを長時間にわたりまして本委員会に御出席をいただき、貴重な御意見を御開陳いただきましてまことにありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

なお、暫時休憩いたします。

午後零時四十七分休憩  
〔休憩後開会に至らなかつた〕



昭和四十八年六月二十一日印刷

昭和四十八年六月二十二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

H